

1 義援金の第 1 次配分方針（案）

(1) 全国レベルで集約した義援金

厚生労働省が学識経験者及び義援金受付団体、被災都道府県による「義援金配分割合決定委員会」を開催し、4月7日現在の全国被害状況を基に、下表のとおり1次配分方針を決定したところであり、その内容により配分する。

項目		配分額	対象者数 (23.4.7 現在)	概算配分額
人的	①死亡・行方不明者	35 万円／人	約 2.8 万人	98 億円
	②重傷者	—	約 110 人	—
住家	③全壊・全焼・流失	35 万円／人	約 4.6 万戸	161 億円
	④半壊・半焼	18 万円／人	約 1.0 万戸	18 億円
	⑤一部損壊・床上床下浸水	—	約 14.5 万戸	—
原発	⑥原発避難指示 20 k m 圏内	35 万円／人	約 6.5 万戸	227 億円
	⑦原発屋内退避指示圏内			
配分額合計				504 億円

※ 1 23.4.6 現在の集約額 1,283.8 億円に対する配分率約 39.3%である。

※ 2 死亡・行方不明者及び全壊・半壊戸数が増加した場合、都道府県への追加交付が可能である。

(2) 県が集約した義援金

① 配分対象者

全国レベルの義援金の第 1 次配分対象者と同様とする。

② 配分額

被害状況の把握はまだ途上であるが、死亡行方不明者については4月16日災害対策本部発表資料、全壊・半壊等戸数は地域福祉課が4月11日を基準日として市町村に照会した結果をもとに下表のとおり配分する。約 43.1 億円の所要額、約 70%の配分率を見込んでいる。

<第一次配分予定額>

対象者	1人あたり配分額（千円）			本県の被害状況 (4/16 時点の調査)	第一次配分見込額／所要額 (千円)	
	国分	県分 (上乗せ分)	計		国分の見込額	県分の所要額
死亡・行方不明者	350	150	500	7,962 名 (死亡 3,945 名) (不明 4,017 名)	2,786,700	1,194,300
住宅全壊 (全焼)	350	150	500	18,047 戸 (※ 2 参照)	6,316,450	2,707,050
住宅半壊 (半焼)	180	70	250	5,830 戸 (※ 3 参照) (半壊 5,830 戸) (半焼 0 戸)	1,049,400	408,100
小 計					10,152,550	4,309,450

※ 1 県が集約した義援金の額（H23.4.14 現在）約 62.3 億円

※ 2 大槌町の全壊等戸数が「調査中」のため、推計値として 2,000 戸を加えた

※ 3 釜石、大槌、山田の各市町は半壊等戸数が「調査中」のため、当該各市町のそれぞれ全壊戸数の 1/5（小数点以下切り上げ）を推計値としてそれぞれ加えた。

<市町村別被害状況と配分予定額>

	1人(戸)あたり国分350千円、県分150千円を配分 (単位:件)					1人(戸)あたり国分180千円、県分70千円を配分(単位:件)			合計配分額(単位:千円)		
	死 亡	行方不明者	全 壊	全 焼	小計	半 壊	半 焼	小計	国分	県分	合計配分額
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八幡平市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雫石町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葛巻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滝沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紫波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢巾町	0	1	0	0	1	0	0	0	350	150	500
花巻市	0	0	2	0	2	7	0	7	1,960	790	2,750
北上市	0	0	0	1	1	1	0	1	530	220	750
遠野市	0	2	0	0	2	0	0	0	700	300	1,000
西和賀町	0	0	1	0	1	0	0	0	350	150	500
奥州市	0	0	0	0	0	1	0	1	180	70	250
金ヶ崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平泉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一関市	0	0	9	0	9	6	0	6	4,230	1,770	6,000
藤沢町	0	0	0	0	0	1	0	1	180	70	250
大船渡市	294	195	2,146	0	2,635	605	0	605	1,031,150	437,600	1,468,750
陸前高田市	1,295	1,125	3,622	0	6,042	194	0	194	2,149,620	919,880	3,069,500
住田町	0	2	0	0	2	0	0	0	700	300	1,000
釜石市	726	596	3,188	0	4,510	638	0	638	1,693,340	721,160	2,414,500
大槌町	634	1,007	2,000	0	3,641	400	0	400	1,346,350	574,150	1,920,500
宮古市	402	682	3,669	0	4,753	2,766	0	2,766	2,161,430	906,570	3,068,000
山田町	535	378	2,513	0	3,426	503	0	503	1,289,640	549,110	1,838,750
岩泉町	6	0	112	0	118	34	0	34	47,420	20,080	67,500
田野畑村	14	24	197	0	235	37	0	37	88,910	37,840	126,750
久慈市	2	2	271	0	275	450	0	450	177,250	72,750	250,000
普代村	0	1	0	0	1	0	0	0	350	150	500
野田村	37	0	304	0	341	171	0	171	150,130	63,120	213,250
洋野町	0	0	10	0	10	16	0	16	6,380	2,620	9,000
二戸市	0	0	2	0	2	0	0	0	700	300	1,000
軽米町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九戸村	0	2	0	0	2	0	0	0	700	300	1,000
一戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3,945	4,017	18,046	1	26,009	5,830	0	5,830	10,152,550	4,309,450	14,462,000

- (3) 市町村口座への義援金振込時期
4月20日を予定していること。

2 今後の配分方針(案)

「重傷者」「床上浸水」「床下浸水」等新たな対象者の追加や、孤児等特定の対象に対する配分などについては、国の動向を見ながら第二次配分として検討する。

3 市町村における義援金交付事務

(1) 義援金交付の要件

発災時に住民登録(外国人登録含む)または居住実態があり、市町村から住家の被害認定及び被災証明が得られる者が、当該市町村に申請する。

(2) 全壊・半壊の判定

被災証明の判定区分によるが、大規模半壊は「半壊」として扱う。

(3) 住家の被害認定に係る「戸」の定義

原則建物単位とするが、アパート、2世帯住宅など一定の要件を満たす場合は、被災者生活再建支援法の規定を準用し、いわゆる「世帯」を戸とみなす。

(4) 死亡者の扱い

当該死亡者が発災時に住民登録(外国人登録含む)または居住実態があつて、当該市町村に死亡届が提出された場合に対象とする。

(5) 行方不明者

当該行方不明者が発災時に住民登録（外国人登録含む）または居住実態があつて、今回の地震災害によって所在不明になった状況が説明でき、捜索願を警察に対し提出（警察が定めた略式による届を含む）している場合に対象とする。

(6) 死亡者、行方不明者に係る交付手続きができる者

災害弔慰金の支給等に関する法律第3条による「遺族」（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）の範囲を準用する。

(7) 被災者に対する現金の交付

避難所等における現金管理に難があることを考慮し、できる限り口座払いとする。

(8) 市町村における配分委員会の開催

市町村において独自基準で配分を行う場合は、配分委員会を開催するものとする。なお、国及び県の示した配分基準により配分を行う場合は、これを省略することができる。

県は、これら義援金交付事務を円滑に市町村で行うため、事務処理マニュアルの提示、必要に応じ応援職員派遣斡旋などの支援を行う。
